

第15回犯罪被害者等施策推進会議

令和3年3月30日

○小此木国家公安委員会委員長 おはようございます。本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。早速議事に入らせていただきます。

最初の議題は、「第4次犯罪被害者等基本計画案」の検討であります。

基本計画策定・推進専門委員等会議の飛鳥井議長より、専門委員等会議における基本計画案の取りまとめについて、御報告をお願いいたします。

○飛鳥井専門委員 飛鳥井でございます。それでは、基本計画策定・推進専門委員等会議の検討結果について、お手元の資料2「第4次犯罪被害者等基本計画案」のとおり御報告いたします。

基本計画案の骨子を決定した前回の第14回推進会議以降の検討状況について御説明します。昨年11月に実施した国民からの意見募集では、330件の御意見を頂きました。専門委員等会議では、これらを踏まえ、279の施策からなる基本計画案を取りまとめたところです。

主な施策は、地方公共団体における犯罪被害者等支援、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援、加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実、様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援などです。

検討状況については、以上であります。

○小此木国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について、何か御意見はございますでしょうか。

それではお諮りいたします。専門委員等会議における基本計画案の取りまとめについて、これを、推進会議が作成し、閣議決定を求める「第4次犯罪被害者等基本計画案」とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○小此木国家公安委員会委員長 御異議なしと認めます。よって、本計画案のとおり、決めます。

次の議事に移ります。「児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について」であります。

飛鳥井議長より、専門委員等会議で取りまとめられた検証・評価の案について、御報告をお願いいたします。

○飛鳥井専門委員 それでは児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価の案について、お手元の資料3のとおり御報告いたします。

平成28年から令和2年までに講じられた被害児童保護施策を4項目に分類した上で、最

後に総括する形で、検証・評価をしております。

総括では、「被害児童の低年齢化も懸念され、児童の保護のためには、保護施策に加え、児童や保護者等への支援など被害の未然防止のための施策が必要である。」としております。

検討状況については、以上であります。

○小此木国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について、何か御意見はございますでしょうか。

それではお諮りいたします。専門委員等会議で取りまとめられた検証・評価案を、推進会議決定とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○小此木国家公安委員会委員長 御異議なしと認めます。よって、案のとおり、決めます。

次の議事に移ります。「基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について」の一部改正について」であります。

内容については、お手元の資料のとおり、所要の改正でございます。

本改正案について、御異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○小此木国家公安委員会委員長 御異議なしと認めます。よって、案のとおり、決めます。

それでは、ここで、有識者委員の皆様から御発言がありましたら、よろしく願いいたします。

まずは、太田委員から、よろしく願いいたします。

○太田委員 太田でございます。関係省庁の皆様の御尽力により、今日、第4次犯罪被害者等基本計画案の策定に至りましたことに対し、まずは心より感謝申し上げたいと思っております。

この第4次基本計画は、第3次基本計画の実施状況、評価や成果、それから被害者の方々の意見を踏まえ、より良いものになったというふうに思っております。

しかし、犯罪被害者の置かれている状況には、まだまだ厳しいものがございます。特に犯罪によって被った損害につきましては、いまだ多くの被害者の方がその回復すら受けることができずにおります。また、虐待それからDV、性犯罪につきましては、犯罪被害の事実すら申告することができずに、苦しんでおられる方がたくさんおられます。この第4次犯罪被害者等基本計画が迅速かつ円滑に実施されることによって、犯罪被害者の被った損害の回復に寄与するとともに、隠れた被害に苦しんでおられる被害者の方々に支援の手が届くことを願っております。

関係省庁の皆様のご更なる御支援を賜ることによって、今後更に良い被害者支援になっていくことを願っております。

本日はどうもありがとうございました。

○小此木国家公安委員会委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、中島委員、お願いいたします。

○中島委員 武蔵野大学の中島と申します。この度は第4次基本計画の成立に当たり、多くの関係省庁の方、関係各位の御努力により成立しましたことを心から御礼申し上げます。

私は精神科医として犯罪被害者の心のケアに携わっております。基本計画の中にもありますように、被害者の方の回復、心の平安に至るまでには非常に長い時間がかかるということを実感しております。また、被害者の方も御自身の心が回復されたときに、初めてこの回復したという実感をもたれるのではないかと感じております。

私自身は第1回の基本計画の策定から関わらせていただいております。この15年間で犯罪被害者の方の施策が本当に大きく進んだということを感じております。また、専門的なPTSDの治療なども非常に大きく進みまして被害者の方に大きな利益がでていくということも感じております。

しかし、一方でまだ心のケアが提供できる医療機関、医師、公認心理師が不足しております。また、精神科の外来でも本計画以降においても、児童虐待、性被害等の被害を受け、しかし施策を知らない、支援を知らない方もたくさんいるのが現状でございます。今後は、これらの支援が地域差なく、全ての被害者の方が受けられるような均てん化というものが課題であると感じております。

私自身は臨床家であり研究者でもございますが、個人としても努力していきたいと思っておりますけれども、支援機関、各省庁の方々との連携の中でより一層の施策が推進されますことを祈念しております。

本日はありがとうございました。

○小此木国家公安委員会委員長 ありがとうございました。

続きまして、中曽根委員、お願いいたします。

○中曽根委員 おはようございます。にいがた被害者支援センターの中曽根と申します。私は委員として、第2次基本計画と、第3次基本計画の策定に関わらせていただきました。

私自身が交通犯罪被害者遺族であること、また、現場で支援をしている者として、基本計画で決まったことが実施されているときに、非常にうれしくて、また実際の支援をしていて、充実感を感じる時でした。

例えば、市町村の総合的対応窓口が全国にできたこと、犯罪被害者等給付金の仮給付とか、支給等が早くなっていること、それから親族間犯罪も柔軟な対応がなされるようになってきたこと、重傷病給付金の給付期間も延長されたこと、ワンストップ支援センターが全国にできて、動き出したこと、民間の被害者支援団体と警察、検察、弁護士会等との連携がスムーズに行われるようになったこと、などです。

ですので、第4次基本計画では、まだまだ足りない犯罪被害者支援に特化した条例の制定、それから市町村の総合的対応窓口がよりの確に機能していくことがますます必要となると私は感じております。さらには、民間の被害者支援団体を含む他機関と学校との連携、更にはワンストップ支援センターの体制の強化等が達成されることが必要だと感じています。

関係省庁の皆様方には、基本計画を策定されるまで、大変な御尽力がありまして、本当に感謝申し上げます。私もずっと関わらせていただきながら、ここまできたと感慨深いものがあります。被害者の方のために更なる充実した支援が行われることを、今後も現場で支援をしながら願っております。以上です。

ありがとうございました。

○小此木国家公安委員会委員長 どうもありがとうございました。

最後に、改めて、飛鳥井議長、よろしく願いいたします。

○飛鳥井専門委員 飛鳥井でございます。

わが国の犯罪被害者等支援は、現行の第3次基本計画に至るまでの経過の中で、制度上の大きな枠組みというのはほぼでき上がっておりますけれども、今般の第4次基本計画に課された役割というのは、この個々の課題を丁寧に掘り下げて、更なる支援の充実を図ることと認識しておりました。

折しも新型コロナウイルス禍により、会議の開催にもなかなか困難を伴ったのでございますが、事務局等の御尽力もございまして、書面会議ですとか、ウェブ主体の会議を駆使することで、精力的に議論を重ね、計画案を最終的に取りまとめることができました。

本日御決定いただきました本計画の各施策が着実に実行されることで、我が国の犯罪被害者等支援がなお一層の進展を遂げるものと信じております。

関係各府省庁におかれましては、今後ともお力添えのほどを何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○小此木国家公安委員会委員長 どうもありがとうございました。

それでは、閣僚の皆様から御発言をお願いいたします。

上川大臣、お願いいたします。

○上川法務大臣 犯罪被害者等基本法の成立から17年目を迎える中、近時、デジタル化の進展等により新たな犯罪類型が生じています。また、声を挙げ難い社会的に脆弱な方を対象とした性犯罪・性暴力事案や児童虐待事案なども後を絶ちません。

こうした事案を含むあらゆる犯罪被害に対しては、絶えず必要な施策を検討し、速やかに実行に移す必要があります。

本日新たに第4次犯罪被害者等基本計画案が取りまとめられたことは、大きな意義があることと考えており、有識者委員の皆様にご敬意を表します。

基本計画を重ねる中でそれぞれの取組の熟度が高まってきた一方、今回の基本計画案で

は、法務省の関係で、新たに、「加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実」など、犯罪被害者やその御家族の方々の声を踏まえた取組も盛り込まれています。

法務省においては、今後とも、犯罪被害者等基本法の理念にのっとり、新たな基本計画に沿って、関係府省庁とも連携しながら、犯罪被害者やその御家族の方々を支援する取組の更なる推進・充実に努めてまいります。

○小此木国家公安委員会委員長 ありがとうございます。それでは、私からも一言申し上げます。

第4次犯罪被害者等基本計画は、犯罪被害者等施策に関する業務が内閣府から国家公安委員会に移管されて、初めて策定する基本計画であります。

本計画の策定に御協力いただきました有識者、関係各省の皆様に対し、厚く御礼を申し上げます。

犯罪被害に遭われた方は、身体的な不調や経済的な困窮など、様々な問題を抱え、それまでの生活が一変することから、生活再建に向けた支援が重要であります。

警察においては、全国の自治体において犯罪被害者等支援を目的とした条例等を制定する動きが拡大するよう、情報提供等の協力を行ってまいります。

また、犯罪被害に遭った方が最初に被害を届け出る警察は、犯罪被害者等にとって最も頼りになる存在でなければなりません。

警察では、犯罪の抑止、事件の検挙と併せて、引き続き、被害者の支援にも力を入れてまいります。

私からは以上であります。

ありがとうございます。

それでは、ここで、プレスの入室をお願いいたします。

(報道関係者入室)

○小此木国家公安委員会委員長 それでは、最後になりますが、会長であります菅内閣総理大臣より、御挨拶をいただきます。

○菅内閣総理大臣 犯罪被害者やその御家族・御遺族は、犯罪そのものによって心身の被害を受けるだけでなく、その後も、犯罪によって受けた傷と長い間、向かい合わざるを得なくなります。

犯罪被害に遭われた方々が、再び平穏な生活を送ることができる社会を実現するためには、国、地方公共団体、そして国民の皆様が協力して、支援に取り組むことが大事であります。

これまで、3次にわたる基本計画が策定され、犯罪被害給付制度の充実や、全ての地方公共団体への総合的対応窓口の設置など、様々な施策が着実に進められてきました。

その一方で、犯罪被害に遭われた方々からは、中長期的支援を求める意見などが寄せら

れています。

そこで、先ほど取りまとめた第4次基本計画案では、これらの意見も踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携・協力し、生活再建に向けた支援や、被害が潜在化しやすい性犯罪・性暴力、児童虐待の被害者への支援などを、一層強化することにしております。

本計画案の策定に御尽力いただいた有識者の皆様方に、心より感謝申し上げます。

関係閣僚におかれては、引き続き、犯罪被害に遭われた方々に寄り添った支援に、全力で取り組んでいかれることを、お願いをいたします。

○小此木国家公安委員会委員長　ここでプレスは退出いただきますよう、お願いいたします。

(報道関係者退室)

○小此木国家公安委員会委員長　以上をもちまして、本日の会議は終了させていただきます。

ありがとうございました。